

第6回東村・吾妻町合併協議会

日時 平成18年2月28日(火)
午後 2時00分～

場所 吾妻町山村開発センター

第 6 回東村・吾妻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

東村・吾妻町合併協議会 会長 一場 貞

3 議 事

(1) 報告事項

報告第15号 閉町・閉村式について	1頁
報告第16号 東吾妻町長職務執行者について	2頁
報告第17号 暫定行政委員会について	4頁
報告第18号 東村・吾妻町合併協議会経過報告について	5頁
報告第19号 平成17年度東村・吾妻町合併協議会歳入歳出決算(見込み)について	8頁
報告第20号 東村・吾妻町合併協議会の解散について	10頁

4 その他

(1) 地域審議会の設置について	11頁
(2) 特別職等報酬について	13頁

5 閉 会

報告第 1 5 号

閉町・閉村式について

東村及び吾妻町の閉町・閉村式について、次のとおり報告する。

平成 1 8 年 2 月 2 8 日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一 場 貞

町 村	日 時	場 所
東村閉村式	3月18日(土)午前10時00分~	農村環境改善センター
吾妻町閉町式	3月18日(土)午後1時30分~	コンベンションホール

報告第16号

東吾妻町長職務執行者について

東吾妻町長職務執行者について、別紙のとおり報告する。

平成18年2月28日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

吾妻郡東村及び同郡吾妻町の廃置分合に伴う東吾妻町長職務執行者に関する協議書

平成18年3月27日から吾妻郡東村及び同郡吾妻町を廃し、その区域をもって新たに「東吾妻町」を設置することに伴う東吾妻町長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり定めるものとする。

記

東吾妻町長職務執行者 一場 貞

平成18年1月30日

吾妻郡東村長 唐澤 保八郎

吾妻郡吾妻町長 一場 貞

報告第 17 号

暫定行政委員会について

暫定行政委員会について、次のとおり報告する。

平成 18 年 2 月 28 日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

選挙管理委員会	(定数 4 名)	吾妻町 3 名	東村 1 名
教育委員会	(定数 5 名)	吾妻町 4 名	東村 1 名
固定資産評価審査委員会	(定数 3 名)	吾妻町 2 名	東村 1 名

報告第18号

東村・吾妻町合併協議会経過報告について

東村・吾妻町合併協議会の経過について、別紙のとおり報告する。

平成18年2月28日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併への主な取り組み経過

年 月 日	内 容	会 場
平成16年11月12日(金)	東村及び吾妻町議会議員懇談会	東村農村環境改善センター
12月 6日(月)	東村及び吾妻町議会議員懇談会	吾妻町役場
12月13日(月)	任意合併協議会設立準備会	東村役場
12月21日(火)	任意合併協議会設立準備会	東村役場
12月24日(金)	東村・吾妻町任意合併協議会設立総会	東村農村環境改善センター
平成17年 1月 5日(水)	「東村・吾妻町任意合併協議会だより」第1号発行	
1月 7日(金)	第3回役員会	東村役場
1月13日(木)	第2回東村・吾妻町任意合併協議会	東村農村環境改善センター
1月20日(木)	「東村・吾妻町任意合併協議会だより」第2号発行	
1月26日(水)	合併住民説明会(吾妻町)	太田公民館
1月30日(日)	合併住民説明会(東村) 合併住民説明会(吾妻町)	東村農村環境改善センター 坂上公民館
1月31日(月)	合併住民説明会(吾妻町)	岩島公民館
2月 2日(水)	第4回役員会	東村役場
2月 4日(金)	合併住民説明会(吾妻町)	中央公民館
2月 7日(月)	第3回東村・吾妻町任意合併協議会	吾妻町山村開発センター
2月15日(火)	第5回役員会	東村役場
2月17日(木)	第4回東村・吾妻町任意合併協議会	東村農村環境改善センター
2月18日(金)	「東村・吾妻町任意合併協議会だより」第3号発行	
2月23日(水)	第6回役員会	東村役場
3月 1日(火)	合併住民説明会(東村)	五町田公民館
3月 2日(水)	第5回東村・吾妻町任意合併協議会 合併住民説明会(東村)	吾妻町山村開発センター 箱島公民館
3月 3日(木)	合併住民説明会(東村)	岡崎公民館
3月 4日(金)	新町建設計画(概要版)発行 「東村・吾妻町任意合併協議会だより」第4号発行 合併住民説明会(東村)	新巻公民館
3月 5日(土)	合併住民説明会(東村)	奥田公民館
3月 8日(火)	東村・吾妻町合併協議会の設置を両町村で議決 東村・吾妻町合併協議会設立総会	東村農村環境改善センター
3月10日(木)	合併住民説明会(吾妻町)	太田公民館
3月11日(金)	合併住民説明会(吾妻町)	岩島公民館
3月14日(月)	「東村・吾妻町合併協議会だより」第1号発行 合併住民説明会(吾妻町)	中央公民館
3月15日(火)	合併住民説明会(吾妻町)	坂上公民館
3月16日(水)	第2回東村・吾妻町合併協議会 合併協定調印式 第1回役員会	東村農村環境改善センター 東村農村環境改善センター 東村農村環境改善センター
3月17日(木)	東村・吾妻町の廃置分合(合併)を両町村で議決	

年 月 日	内 容	会 場
3月25日(金)	県知事申請	県庁
4月 5日(火)	「東村・吾妻町合併協議会だより」第2号発行	
4月20日(水)	「東村・吾妻町合併協議会だより」第3号発行	
5月 9日(月)	第2回役員会	東村役場
5月20日(金)	「東村・吾妻町合併協議会だより」第4号発行	
5月26日(木)	第3回東村・吾妻町合併協議会	東村農村環境改善センター
6月 6日(月)	「東村・吾妻町合併協議会だより」第5号発行	
6月14日(火)	東村・吾妻町の廃置分合(合併)を群馬県議会で議決	
6月15日(水)	県知事による合併決定	
6月16日(木)	県知事による合併決定書交付式	県庁
6月20日(月)	「東村・吾妻町合併協議会だより」第6号発行	
6月30日(木)	第3回役員会	東村役場
7月 7日(木)	総務大臣による官報告示	
8月 8日(月)	第4回役員会	東村役場
8月10日(水)	第4回東村・吾妻町合併協議会	吾妻町山村開発センター
9月 1日(木)	合併協議会事務局が吾妻町役場内に移転	
9月 5日(月)	「東村・吾妻町合併協議会だより」第7号発行	
10月 7日(金)	第5回役員会	吾妻町役場
10月14日(金)	組織機構調整会議	吾妻町役場
11月 7日(月)	第6回役員会	吾妻町役場
11月 9日(水)	連絡調整会議	吾妻町役場
12月 5日(月)	第7回役員会	吾妻町役場
12月19日(月)	第5回東村・吾妻町合併協議会	東村農村環境改善センター
平成18年 1月11日(水)	連絡調整会議	吾妻町役場
1月20日(金)	「東村・吾妻町合併協議会だより」第8号発行	
1月30日(月)	第8回役員会	吾妻町役場
2月20日(月)	暮らしのガイドブック発行	
2月21日(火)	第9回役員会	吾妻町役場
2月28日(火)	第6回東村・吾妻町合併協議会	吾妻町山村開発センター

報告第 19 号

平成 17 年度東村・吾妻町合併協議会歳入歳出決算（見込み）について

平成 17 年度東村・吾妻町合併協議会歳入歳出決算（見込み）について、別紙のとおり報告する。

平成 18 年 2 月 28 日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

平成17年度東村・吾妻町合併協議会歳入歳出決算(見込み)

(平成17年4月1日～平成18年3月26日)

歳入

平成18年2月28日現在(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入額			不納欠損額	収入未済額
				収入済額	収入予定額	計		
1	負担金	5,470,000	5,470,000	5,470,000	0	5,470,000	0	0
	1 負担金	5,470,000	5,470,000	5,470,000	0	5,470,000	0	0
2	繰越金	501,000	501,000	501,000	0	501,000	0	0
	2 繰越金	501,000	501,000	501,000	0	501,000	0	0
3	諸収入	1,000	6	6	0	6	0	0
	3 雑入	1,000	6	6	0	6	0	0
歳入合計		5,972,000	5,971,006	5,971,006	0	5,971,006	0	0

歳出

平成18年2月28日現在(単位:円)

款	項	予算現額	支出額			不用額
			支出済額	支出予定額	計	
1	協議会費	1,217,000	625,390	163,191	788,581	428,419
	1 会議運営費	306,000	20,029	131,616	151,645	154,355
	2 事務費	911,000	605,361	31,575	636,936	274,064
2	事業費	4,655,000	1,190	4,193,700	4,194,890	460,110
	1 広報費	980,000	1,190	518,700	519,890	460,110
	2 事業費	3,675,000	0	3,675,000	3,675,000	0
3	予備費	100,000	0	0	0	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	0	100,000
歳出合計		5,972,000	626,580	4,356,891	4,983,471	988,529

歳入

歳入決算額(予定額を含む) 5,971,006 円

歳出

歳出決算額(予定額を含む) 4,983,471 円

歳入歳出差引残額(予定額) 987,535 円

歳入歳出差引残額は、新町に引き継ぐことといたします。

報告第20号

東村・吾妻町合併協議会の解散について

東村・吾妻町合併協議会の解散について、次のとおり報告する。

平成18年2月28日報告

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の解散

東村・吾妻町合併協議会は、平成18年3月26日をもって解散するものとする。

東村及び吾妻町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4の規定に基づき、合併前の東村及び吾妻町の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(名称)

第2条 審議会の名称及び対象区域は、次のとおりとする。

- (1) 東地区地域審議会 合併前の東村の区域
- (2) 吾妻地区地域審議会 合併前の吾妻町の区域

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、対象地域に係る次に掲げる事務について町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新町建設計画の変更に関する事。
 - (2) 新町建設計画の執行状況に関する事。
 - (3) その他町長が必要と認める事。
- 2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 審議会は、それぞれ18人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、それぞれの審議会の対象区域に住所を有する者のうちから、町長が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は当該審議会の委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、町長が招集する。

2 会議は、毎年度、開催するものとする。

3 同一の審議会に属する委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、町長はこれを招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、当該審議会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。

4 議長は、審議上必要があると認めるときは、当該審議会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、審議会ごとに、それぞれ対象区域に置く本庁及び支所において処理する。

(委任)

第11条 この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

町長、助役、収入役、教育長及び職務執行者の給与

(単位：円)

職名	報酬額		
	東村	吾妻町	東吾妻町(案)
町長	月額 616,000	月額 758,000	月額 720,000
助役	" 534,000	" 618,000	" 587,000
収入役	" 520,000	" 582,000	" 553,000
教育長	" 510,000	" 572,000	" 543,000
職務執行者	-	-	" 720,000

農業委員会の委員等及び暫定行政委員の報酬

(単位：円)

職名	報酬額		
	東村	吾妻町	東吾妻町(案)
農業委員会			
会長	年額 248,000	年額 330,000	年額 330,000
会長代理(職務代理者)	" 212,000	" 269,000	" 269,000
委員	" 199,000	" 245,000	" 2段階方式
選挙管理委員会			
委員長	年額 44,000	年額 90,000	年額 90,000
委員	" 34,000	" 70,000	" 70,000
委員補充員	日額 国の基準	日額 7,700	日額 7,700
選挙長	" "	" 国県の指示額	" 国県の指示額
選挙立会人	" "	" "	" "
投票管理者	" "	" "	" "
投票立会人	" "	" "	" "
開票管理者	" "	" "	" "
開票立会人	" "	" "	" "
教育委員会			
委員長	年額 248,000	年額 330,000	年額 330,000
職務代理者	" 212,000	" 245,000	" 245,000
委員	" 199,000	" 245,000	" 245,000
固定資産評価審査委員会			
委員長	年額 8,500	日額 7,700	日額 8,500
委員	" 8,500	" 7,700	" 8,500